

習志野市少年野球大会規則

大会競技規則

1. 習志野市少年野球連盟が開催する大会は、最新年度「公認野球規則」並びに全日本軟式野球連盟が発行する「最新競技者必携」及び「習志野市少年野球大会特別規則」を適用する。
2. 本大会規則は習志野市少年野球大会（高学年（5・6年）大会、低学年（4年以下）大会）に適用する。

習志野市少年野球大会特別規則

(出場資格及びチーム構成)

1. 大会出場資格は、習志野市少年野球連盟の構成会員（以下「チーム」という）であり、最終日の試合まで参加できるチームであること。
 2. チーム構成は、成人者(20歳以上)による代表者、監督、コーチ(2名)、スコアラー、介護員2名以内(女性)と小学生以下の選手(詳細は下記3項による)とする。
ベンチ入り指導者(監督、コーチ)は、指導者有資格者(1)及びスポーツハラスメント講習受講修了者とする。認定証については、試合前のトス時(メンバー確認)に認定証または認定証のコピーの提示を求め確認する。
1 指導者有資格者は以下のいずれかの資格を保有していること
 - ・千葉県少年野球連盟認定指導者
 - ・JSBB公認学童コーチ
 - ・JSP0公認コーチ1(軟式野球)
 - ・JSP0公認コーチ3(軟式野球)
 - ・JSP0公認スタートコーチ(ジュニア・ユース(旧スポーツ少年団))
 - ・JSP0スポーツコーチングリーダー(旧コーチングアシスタント)
 - ・BFJ公認野球指導者基礎 U12
 3. 出場チームは、習志野市少年野球連盟規約、大会規則、大会特別規則を遵守する事。
選手構成は9名以上20名以内とする。
全大会
4年生以下(1・2年生含む)を含んでも良い。関東学童軟式野球(新人)ノーブルホームカップ市予選大会の選手は5年生以下とする。低学年大会の選手は4年生以下とする。
連合チーム構成
参加するチームの部員数が8名以下(1・2年生を除く)のチーム同士の場合は連合を認める。なお、2チーム連合でも9名に満たない場合は、3チーム連合でも認める。ただし、チーム構成の最低条件である選手9名を確保しているにも関わらず、2チームないし3チームで1チームを構成し出場することはできない。市内どこのチームとも連合出来ない場合は別途協議する。
- (服装・用具)
1. 同一チームの監督・コーチ・選手は、同色・同形のユニフォーム、帽子、ストッキング(アンダーソックス着用)、アンダーシャツを着用すること。ただし、代表者・スコアラー・介護員の服装は、帽子に限り同色・同形のものを着帽し、靴は運動靴を着用する。
ストッキングはアンダーソックスの着用が分かること。

2. 背番号は、監督30番、コーチ28番・29番、主将10番とする。
3. スパイクシューズの色は、全員同色でなくても構わない。(金属の使用は禁止する)
4. ヘルメットは、「J S B B」マーク入りで両側にイヤラップの付いたものを、最低8個用意し、打者・次打者・走者・ベースコーチ・ボールボーイは必ず着帽すること。
5. 捕手(控え捕手も含む)は、マスク(S Gマーク付き及びスロートガード付(一体化も可))・レガーズ・プロテクター・ヘルメット及び、ファール・カップを着用する。
6. 使用球は、全日本軟式野球連盟公認球「J号球」とし、金属バットは「J S B B」公認マーク入りのものに限る。但し、破損(変形)・加工バットの使用は禁止する。
7. バットの使用制限を次の通りとする。(全軟連発第366-3号による)
一般用バットで、打球部にウレタン・スポンジ等の素材の弾性体を取り付けたバットの使用は禁止とする。なお、一般用バットであっても前期以外の木製・金属製・カーボン製・複合(金属/カーボン)バットについては使用制限を行わない。
少年用バットの使用制限は行わない。
8. 投手の守備を除く、選手(打者、守備)での手袋およびリストバンドの使用を認める。
9. サングラスの使用は競技者必携の通りとする。

(抽選会・開会式)

1. 大会の開会式での選手宣誓は、試合組合せ抽選結果に基づき、出場する全チームの中から会長が(不在の場合は、副会長他)が、抽選番号クジを引いたチームの選手(原則主将)とする。
2. 大会開会式での各チームは、指定された時間までに受付を終了し、選手は指定された場所で待機すること。
3. 各チームの入場行進順は、前年度優勝チームを先頭とし以降、抽選番号の若番から順次行進する。
4. 大会に出場する選手は、開会式に参加するものとし、特別な理由がない限り、これに違反した場合は、試合に出場することができないものとする。

(試合の集合時間・準備)

1. 第1試合のチームは、試合開始予定時刻40分前までに集合し、球場責任者による受付を終了すること。第2試合、第3試合のチームは1時間前までに集合とする。
2. 試合中止の場合は、大会本部から連絡する。雨天による判断が困難な場合は、指定時間までに大会本部に問合せ、大会本部の指示に従うこと。
3. メンバー表の提出は、ゲーム開始30分前にメンバー表5部にフリガナを付けて本部又は主審に提出する。
4. ベンチは、抽選番号の若番が1塁側とする。攻撃の先攻・後攻は、メンバー表提出時、トスにより決定する。
5. 試合前のシートノックは、後攻チームから開始し、時間は5分間とする。ただし、前試合の遅れ又は天候不安等が生じた場合は、短縮又は中止して試合を開始する場合がある。
6. シートノック時のユニフォーム着用指導者は、内・外野のシートノック及び選手からの返球されたボールの捕球及びブルペンでの投球練習の捕手を行なうことは認める。捕手の場合は、マスク着用としマスク無しの場合は立って行うこと。
7. シートノックの補助員として指導者(背番号30・29・28)を認める。ダートサークルに入る補助員はヘルメットを着用すること。
8. トス後のユニフォーム着用指導者以外の練習補助は認めない。
9. シートノックを行なう監督又はコーチにボール渡しをする選手は、ヘルメットを着帽のうえ、トス渡しとする。主審へのボール渡しをする選手は、ヘルメットを着帽する。
10. ベンチ入りの代表者、監督、コーチ等の指導者が試合開始からゲームセットまでの間ベンチを離れた場合は、退場したものとみなし再びベンチに戻ることはできない。ただし、特別な理由(トイレ等)の場合、審判員の許可を得れば、この限りでない。

(試合時間等)

1. この大会の試合は、トーナメント戦とし、1試合1時間30分、6回均等回(低学年大会の場合は

- 1時間15分、5回均等回)で勝敗を争うこととするが、タイムゲームを最優先とする。
2. 1時間30分(低学年大会は1時間15分)を超えたときは、新しいイニングに入らずその時点の得点をもって勝敗を決する。決勝戦も同様とする。時間短縮のため攻守交替は1分間ルールを適用する。
 3. 得点差によるコールドゲームは、**3回10点**、4回以降7点差以上のとき適用する。
 4. 日没・降雨によるコールドゲームの適用は、4回(低学年大会は3回)均等回終了後適用する。また、4回(低学年大会は3回)終了前については、特別継続試合(サスペンデッドゲーム)とし、後日の第1試合前に行なう。決勝戦も同様とする。(ただし4回(低学年大会は3回)表が終了した時点で後攻チームがリードの場合は4回(低学年大会は3回)均等回終了と見なしコールドゲームを適用する。)
 5. 日没・降雨の判断は、当該球場責任者、当該球場責任審判員が両チームの監督を招集し協議して決定する。
 6. 1試合のタイム数の制限は以下の通りとする。

守備側のタイムの回数制限

(1) 投手の所へ行く回数制限は、次の通り各々カウントされる。

・野手(捕手含む)が行った時点で1回 3回/1試合(低学年大会の場合は2回/1試合)

・監督が行った時点で1回(投手の交代時は含まず) 3回/1試合(低学年大会の場合は2回/1試合)

(2) 監督が行って、選手を集めると、上記が各々1回のカウントとなる。

但し、投手交代の場合は、監督のみ回数には含まれない。(5.10 (2)は適用しない)

(3) 延長戦は1イニングにつき、各々1回取得可能。

攻撃側のタイムの回数制限

1試合に3回以内(低学年大会の場合は2回以内)とし、延長戦は1イニングにつき1回取得可能。

(試合)

1. 指名打者ルールを使用することが出来る。(詳細は競技者必携の通りとする)
2. 同一投手の投球数は、1日70球以内とする。
高学年大会に於いては、投手は5・6年生とする。特例として4年生以下も認めるが、出来る限り5・6年生を起用すること。(4年生以下の投手の投球数は1日60球以内とする)
3. 先発投手の投球練習数は5球とする。イニング間の投球練習数は3球とする。初めての救援投手の投球練習数は5球とする。再度の救援投手の投球練習数は3球とする。監督及びコーチは、安全管理及び試合のスピードアップを図るため、投手の投球練習の捕球(ブルペンでの投球練習を含む)を認める。
4. 投手の変化球は禁止し、変化球に対してはボールを宣告する。再度繰り返した場合は、その投手は交代させる。(その試合の再登板も認めない)
5. 打者走者および走者は、走塁の時ベースコーチ又は選手に触れてはならない。走塁補助とみなしアウトを宣告する。
6. 臨時代走(コーティシーランナー)を認める。代走は打順前位の者(投手、捕手を除いてもよい)。
7. 審判員に対するアピールは、監督、当該選手とする。
8. 選手交代を行なうときは、監督が球審に申告する。
9. メガホンの使用は、監督に限り認める。
監督が投手と協議するときは、マウンドまで駆け足を励行すること。また、選手への指示についても同様とする。
10. アウトを取る意思のない投手の塁への送球は、遅延行為とみなしボークを宣告する。
11. 死球を得るために投球コースから逃げない行為や投球を避ける動作の無いものは、死球と判断されないことがある。
12. 盗塁を助けるため捕手の送球直前のスイングや、わざと打席から前へ出る行為及びバントの構えからバットを捕手方向に引き、捕球を妨害する行為を禁止する。
13. 捕手の危険なブロックプレイを禁止する。

14. 併殺を防ぐため走路を外れ、野手に対してスライディングする行為を禁止する。
15. 内野手が、プレイがないのに走者の走路を妨害する行為を禁止する。
16. 走者が前方の野手の動きを見て、その野手への送球線に入る行為を禁止する。
17. 打撃行為中の打者に対して、他のいかなる者も、投球のコースを伝える行為を禁止する。
18. ベースコーチが打者走者・走塁の触塁に合わせて「セーフ」のジェスチャーとコールをする行為を禁止する。
19. 捕手の用具の脱着は2アウト後の次打者の時はレガースを外さない。投手との打合せ後は速やかに守備位置へ戻る。
20. 悪質な抗議・野次等を発するチーム（応援団を含む）には、当事者又はチーム責任者、監督の退場を大会責任者、球場責任者、当該審判が命じることができる。
21. 死球を与えた投手・一塁手は、打者に会釈をし、気持ちよく試合を継続できるよう留意する。
22. 仮設球場等の場合は、球場責任者が球審と両チームの責任者と協議して、特別ルールを決定する。
23. その回の先頭打者は、準備投球が終るまで次打者席で待機すること。
24. 次打者席では投手が投手板に触れて投球位置についたら、素振りをしてはならない。
25. 投手が投手板に触れて投球位置についたら、投手に動揺を誘うような大きな声を発しないこと。
26. ベンチ内の大人がいかなる状況であっても、選手を委縮させるような言動を禁止する。

(特別延長戦)

1. 6回終了後又は1時間30分（低学年大会は5回終了後又は1時間15分）を超え、後攻の攻撃終了時で同点の場合は、直ちに「特別延長戦」を実施する
2. 継続打順で、前回の最終打者を一塁走者、その前の打者を二塁走者とし、0アウト一塁・二塁の状態にして、投手の投球制限を遵守の上、勝敗が決するまで行う。
3. 特別延長戦中の降雨・日没については抽選とする。決勝戦も同様とする。
(抽選方法は、球場責任者、責任審判の指示に従う)
4. 特別延長戦では選手の交代は認める。ただし、特別延長戦に入る前に、既に交代した選手の交代は認めない。

(審判規定)

1. この規定に定めるものの外、必要事項は審判員が大会責任者と協議して決定する。（大会責任者とは、会長、会長代行、副会長、審判部長をいう）

(附則1)

1. 代表代理のベンチ入りは認める。やむを得ない事情がある場合、監督の代理も認めるが、背番号28又は、29のコーチに限る。監督代理は背番号30とすること。登録コーチが不在の場合、補充のコーチを認めるが背番号は不在コーチの背番号とすること。これらの事項は、試合前に本部に申し承認を得ること。（注：代理のベンチ入りは県では認められない）
2. 試合開始時刻は、あくまでも目安である。コールドゲームまたは天候等によって、試合が早まる場合がある。この場合は、次の試合開始時刻が早まるので、球場責任者の指示に従うこと。また、日没・天候の不安等が予想される場合も同様とする。
3. ベンチ入り指導者（代表・スコアラー・介護員含む）は試合中の喫煙を禁止する。
4. 試合終了後は、両チームにて球場の整備をする。
5. 各球場において、ベンチ内への組立て椅子・机等の持ち込み・使用は禁止する。
6. 県野球連盟で作成し各チームに配布したブラカードを用意し必ず開会式に持参のこと。
（無いチームは各チームで用意する事）尚、試合の時はベンチ前に立てるものとする。
7. 怪我については、応急手当のみを行うものとする。バットは定められた場所以外では絶対に使用しない事、キャッチボール等も同様である。
8. 会場の後始末については十分に留意し、児童・保護者に周知徹底させ、ゴミは家庭に持ち帰るよう指導する。会場の備え付けのゴミ箱は絶対に使用しないこと。
9. 学校・地域などで丹精に環境整備に努力している大切な樹木地への立ち入りは堅く禁止する。

10. 各チーム（応援も含む）は少数の車に分乗し、車の台数を減らすようにする。また、大会本部の指定した駐車場以外には、絶対に駐車してはならない。

（附則 2）

1. 「改定」習志野市少年野球大会規則及び習志野市少年野球低学年大会規則を元に両規則を統合し、千葉県少年野球大会特別規則にできるだけ合わせるよう改定する。この規則は、令和7年度より施行する。

令和7年3月9日改訂

習志野市少年野球連盟